

各務原市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(平成24年6月29日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号厚生労働省老健局長通知。以下「検査指針」という。）及び各務原市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（平成21年規則第21号）に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）及びこれに付随する事務について、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査対象事業者)

第2条 検査の対象となる事業者は、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、その全ての指定事業所が各務原市に所在するものとする。

(検査体制)

第3条 検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、国又は岐阜県の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(検査)

第4条 介護サービス事業者に対する検査の形態は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査 業務管理体制の届出内容を確認するために実施するもの
- (2) 特別検査 指定事業所等に法第78条の10各号又は法第115条の19各号に該当する事案が発生した場合に実施するもの

(実施通知)

第5条 市長は、検査の実施に当たっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、様式第1号又は様式第2号により、検査の実施を通知するものとする。ただし、一般検査において立入検査を実施する場合においては、必要と認める場合には、立入時に告知するものとする。

(検査方法)

第6条 検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。

2 検査実施方法については、岐阜県と連携し、命令違反に関する個別事案を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。

(報告)

第7条 市長は、検査（立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について様式第3号による報告書を作成するものとする。

2 立入検査をした場合は、様式第4号により報告書を作成するものとする。

(検査会議)

第8条 市は、立入検査を実施した場合は、必要に応じて検査会議を開催し、前条第1項及び第2項の報告書の内容を審議するとともに、行政上の措置等について検討するものとする。

(行政上の措置等)

第9条 市長は、前条の規定による検査会議の結果、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の39で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、様式第5号により、その是正を勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、様式第6号により、その措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前2項の行政措置を行う場合は、期限を付して様式第7号による報告を求めるものとする。ただし、期限を設定するに当たっては、当該介護サービス事業者の対応に要する時間を考慮するものとする。

4 第1項の勧告をするものに至らないが、改善を要すると認めた事項については、様式第7号に準じた改善の報告を求めるものとする。

5 介護サービス事業者が第2項の命令に違反したときは、様式第8号により文書で岐阜県に報告するものとする。

(特別な措置)

第10条 第4条第1号の一般検査において、介護サービス事業者が法第78条の9第3項又は法第115条の34第3項に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指

定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月25日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

会社（法人）名

代表者名

様

各務原市長

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

介護保険法第115条の3第1項に基づき、貴社（法人）に対し、下記のとおり報告等を求めますので、関係書類の提出をお願いします。

記

1 提出書類

別添業務管理体制報告書（第1区分）

（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 書類の提出方法

郵送等による提出

3 提出期限

4 提出場所

5 担当者

会社（法人）名

代表者名 様

各務原市長

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

介護保険法第115条の33第1項に基づき、貴社（法人）に対し、下記のとおり立入検査を実施することとしたので、通知します。

記

1 立入検査の日時及び場所

年 月 日（ ）会社（法人）本部（部）内

2 検査担当者

3 立入検査の内容

（1）業務管理体制の運用実態を検証（届出に関する書類等を基に役職員（経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員）からの状況聴取）

（2）指定事業所の不正事案に関すること。（特別検査実施の場合のみ）

4 準備する書類

（1）届出事項の内容について確認ができる書類

ア 業務管理体制の全体像

（方針策定、内部規定・組織体制の整備、評価改善活動の状況）

イ 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

ウ 業務が法令に適合することを確保するための規定の内容※

エ 業務執行状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容※

（※印は、義務付けされている事業者のみ）

（2）不正事案発生の指定事業所に関するもの （特別検査実施の場合のみ）

（注）準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。

また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

様式第3号（第7条関係）

業務管理体制確認検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	
検査担当者名	

〈報告概要〉

届出状況	運用状況	今後の対応方針(改善事項)

様式第4号（第7条関係）

業務管理体制確認立入検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	
検査担当者	

〈報告概要〉

検査結果の総評	今後の対応方針	改善勧告
		<input type="radio"/> する <input type="radio"/> しない

1 不正事案に対する組織的関与について

事実確認の内容	組織的な関与に至った原因	事業者(役員等)の認識

2 業務管理体制について

現状の確認(具体的な運用状況)	問題点(改善を要する事項)	事業者(役員等)の理解・認識

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

会社（法人）名
代表者名 様

各務原市長

業務管理体制の整備について（勧告）

介護保険法（以下「法」という。）第115条の33第1項の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則第140条の39第号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第115条の34第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、法第115条の34第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

- 1 事業者名
- 2 勧告理由
- 3 勧告事項
- 4 改善期限 年 月 日
- 5 改善報告書の提出
 - (1) 勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。
なお、改善できない理由がある場合は、その理由を具体的に記載してください。
 - (2) 提出期限 年 月 日
 - (3) 改善状況を確認するため、場合によっては、本社（本部）又は事業所等を訪問すること等があります。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

会社（法人）名
代表者名 様

各務原市長

業務管理体制の整備について（命令）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）第115条の34第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、法第115条の34条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

- 1 事業者名
- 2 命令事項
- 3 改善期限 年 月 日
- 4 改善報告書の提出
 - (1) 命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。
 - (2) 提出期限 年 月 日
- 5 教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第9条関係）

勧告・命令事項改善報告書

年 月 日

（宛先）各務原市長

法 人 名
住 所
代 表 者 名

印

年 月 日付け 第 号により勧告・命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告・命令事項	改善結果（具体的に記入）	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

各務原市長

命令違反の報告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の34第3項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で命令したところ、期限までに改善されず、命令違反と認められるので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業者名
- 2 違反の内容
- 3 その他